

就職などによる『被扶養者をはずす』 手続きはお済みですか？

被扶養者(ご家族)が、以下のようなケースに該当する場合、健康保険の被扶養者からはずす手続きが必要です。『**被扶養者異動届**』に**必要書類**および該当する方の**従来の「健康保険証」または「資格確認書」**を添付のうえ、事業所経由でご提出ください。

原則として、被扶養者の異動に関する手続きは事由発生日後5日以内に行うよう法令で定められております。

就職や結婚などで 他の健康保険に加入したとき

●被扶養者が**就職**して、
他健保の被保険者となったとき

●被扶養者が**結婚**して、
他の人の扶養となったとき



被扶養者の収入が増えたとき

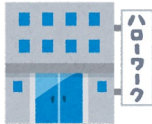
●被扶養者の収入が**月額108,334円以上**
(60歳以上は**月額150,000円以上**)
になったとき



雇用保険の失業給付などを 受けるとき

●被扶養者が雇用保険から失業等給付を
受給(※)、健康保険の出産手当金、傷病
手当金を受給(※)しているとき

※基本手当日額が3,612円以上
(60歳以上は5,000円以上)の場合
に該当します。



別居したとき

●同居しなければ被扶養者にならない親
族(義父母等)と別居したとき

●別居後、被扶養者の収入を
上回る仕送りがないとき



亡くなったときや 離婚したとき

●被扶養者が**お亡くなりになった**とき

●被扶養者と**離婚**して
生計維持関係がなくなったとき



仕送り額が変わったとき

●別居している被扶養者への仕送りを
やめたとき

●仕送り額が被扶養者の収入
より少なくなったとき



届け出漏れが後に判明した場合、遡及して被扶養者資格をはずすとともに、当該期間に医療機関等に受診された場合は、医療費(窓口負担分を除く)を請求させていただきます。